

仕 様 書

1. 件名 (長期継続契約) 骨密度測定器賃貸借
2. 賃貸借期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで (60 か月)
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限日 令和 7 年 7 月 31 日
5. 担当課 市川市保健部保健センター健康支援課
6. 物件仕様及び数量

以下の物件を一式

内容	数量	単位
骨密度測定器 一式 ※測定に必要な付属品含む	1	台
骨密度測定器 一式が収納できるジュラルミンケース	1	個

次の要件を満たす骨密度測定器であること。

分類	内容
測定部位	踵骨であること。
測定方式	踵骨幅寸法：超音波パルス反射法 超音波伝播時間：超音波パルス透過法
測定項目 (印刷結果)	骨梁面積率(%) 音速 SOS(m/sec)、踵骨幅寸法(mm) 骨年齢と判定区分が印刷されること。
測定時間	20 秒以内であること。
測定精度	CV: 1 %以下 (基準ブロック測定時)
電源	AC100V、最大 1A
消耗品	感熱用ロール紙 10 巻 ゲルソニック 3 本
その他	
① 骨密度測定器一式は、持ち運びが可能であること。	
② 骨密度測定器は、プリンター機能付きであり測定結果を印刷できること。	
③ 骨密度測定器の測定データは USB メモリに保存ができること。	
④ 骨密度測定器の操作はタッチパネルで簡単であること。	
⑤ 骨密度測定器は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層で測定可能であること。	
⑥ 収納できるジュラルミンケースは、キャスターを備えていること。	
⑦ 機器搬入、設置を行い、操作説明、職員とともに動作確認を行うこと。	

7. 納入場所 市川市南八幡 4 丁目 18 番 8 号 市川市保健センター

8. 物件使用場所

市川市南八幡 4 丁目 18 番 8 号 市川市保健センター

市川市南行徳 1 丁目 21 番 1 号 市川市南行徳市民センター

9. 申請等

本賃貸借の賃貸借物件に必要な申請手続きがある場合の費用及び搬入・設置、講習に係る費用は、全て賃貸人の負担で行うものとする。

10. 検査

本賃貸借の賃貸借物件は、仕様書及び監督職員の指示のとおり、使用可能な状態に調整し、納入時は監督職員の立ち合い検査合格後、引渡しを受けるものとし、上記、4.「納入期限日」までに行うものとする。

11. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

12. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から 1 年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

13. 公租公課

賃貸借物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

14. 権利義務の譲渡禁止

賃貸借契約により生ずる権利又は、義務を第三案者に譲渡し、もしくは承継させ、又は、その権利を担保に供することはできない。

15. 賃貸借期間の終了

- (1) 賃貸借期間終了後（契約期間の満了）は、賃借人から指示があつた場合、賃貸人の負担により賃貸借物件の全てを撤去するものとする。また、撤去時において、情報記憶媒体がある場合には、

そのデータを賃貸人の負担により全て消去し、その証明書を賃借人に提出すること。

(2) 賃貸借期間終了後、賃借人の希望により再度、再リース契約を締結できるものとする。

16. 秘密の保持

賃貸人は、この契約の履行によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

17. その他

(1) 物件の保管場所は、契約締結後、賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

(3) この仕様書に疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人の双方の協議の上、解決するものとする。

(4) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を遵守すること。